



佐賀県公報

平成18年
1月30日
(月曜日)
第 12710号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

項の規定により平成十八年一月二十一日付で佐賀中部広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び同広域連合の規約の変更を許可したので、同条第一項において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十二条の三第五項の規定により告示す。

平成十八年一月三十日

佐賀県知事 古川 康

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の所在地の変更(四一・長寿社会課)一
- 佐賀中部広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び同広域連合の規約変更の許可

田 次
告 示

(四一・市町村課)一

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請
- " "

○ 告 示

●**佐賀県告示第四十一號**
介護保険法(平成九年法律第二百一十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成十八年一月三十日

佐賀県知事 古川 康

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年3月20日までさが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成18年1月30日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日

平成18年1月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人 日本ミンガラーバ協会

(2) 代表者の氏名 太原 成

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県鳥栖市田代新町104番地3 コーポ田代A101

(4) 定款に記載された目的

この法人は、ミャンマーの子供たち及び一般市民を対象として、子供たちへの学校教育活動、食育の提供活動、市民への識字教育の普及活動、命を守る運動などのボランティア活動をおこないます。そのために、現地情

| サービスの種類 | 名称 | 所在地 | 変更年月日 |
|-----------------------------|----------------------------|---------------------|----------|
| ヘルパーステーション ングランパラソム り | 新 伊万里市大坪町乙一五七九 番地二 | 伊万里市大坪町乙一五七九 番地二 | 平成一八・一・一 |
| | 旧 伊万里市大坪町字地北乙一 五七九番地 | | |

報の公開活動を通じての募金活動、寄付活動をおこない、ミャンマーの人達が自助努力で経済的に改善できるよう協力し、現地の人々と交流を行い、お互いがアジアの一員として親交を深め、協力、助け合う関係を構築し、豊かな地域社会の実現に寄与すること、もって公益の増進に広く貢献寄与することを目的とします。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年3月20日までさが元氣ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成18年1月30日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあつた年月日

平成18年1月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人 ふれあい緑
- (2) 代表者の氏名 中島佐代子
- (3) 主たる事務所の所在地
佐賀県小城市三日月町道辺217番地13
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、高齢者、障害者及び子どもなどに対して、健全で安定した在宅生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るための在宅介護サービス等に関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。